

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 政府は、当分の間、引き続き、大気の汚染による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付するものとする。

(附則第九条関係)

第二 この法律の施行期日について定めること。